

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	児童手当不正利得の徴収	
根拠法及び条項	児童手当法第14条	
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課	
処 分 基 準	関係条項	なし
	基 準	○児童手当法第14条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者が あるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は 一部をその者から徴収することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年4月1日設定
	備 考	